

地域公共交通の維持、再生、活性化の基盤となる交通基本法の
早期制定を求める意見書

私たちの暮らしにおいて、通勤、通学、通院、買い物等に必要な移動手段は、生活に欠かせないライフラインの一つであるが、公共交通が充実していない地方においては、自家用車の有無で、移動の自由に格差が生じ、また、自動車社会の進展により、自家用車による利便性の向上の反面、自分で運転できない高齢者や身体の不自由な人、経済的理由により自家用車を持っていない人などの、いわゆる「交通弱者」を生んでいる。

このような中、「交通弱者」の移動手段である地域の公共交通が置かれている状況は厳しく、宇都宮市内においても、民間バス事業者の収益悪化に伴う赤字路線からの撤退などがあり、国、自治体による赤字路線への支援や、地域が主体となって運営している地域内交通などでかろうじて地域の足を支えているのが現状である。さらに、高齢化が顕著に進んでおり、過疎地域の交通弱者のさらなる増加が懸念されると同時に、地域コミュニティの存続も危惧される。

現在、交通にかかわるさまざまな問題を解決し、交通弱者を生まない新たな社会づくりの指針となる「交通基本法案」が国会に提出されている。この法律の制定によって、国、自治体、事業者等が一体となって、総合的かつ計画的な取り組みを推進し、地域の実態に合う地域公共交通を維持、再生、活性化し、国民が、真に暮らしやすい生活を実現することが求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持、再生、活性化の基盤となる交通基本法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年3月23日

宇都宮市議会

内閣総理大臣 }
国土交通大臣 } あて
衆・参両院議長 }